

令和4年（行ウ）第22号 公金支出差止請求事件（住民訴訟）

原告 江本 浩二外

被告 沼津市長 頼重秀一

証拠説明書（3）

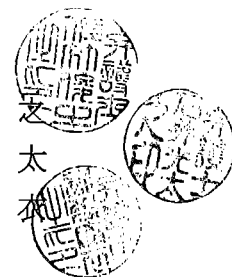
令和5年8月22日

静岡地方裁判所民事第2部合議C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 佐竹 俊

同 弁護士 石井 光太

同 弁護士 近藤 麻



号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲19 の1	覚書の遵守を求める署名 (写し)	令和4年5 月7日	大滝幹	清水町外原区闘争委員会 のメンバーが本件新中間 処理施設の建設を沼津市 が推し進めていることに つき、覚書を遵守するこ とを求めていること。
甲19 の2	覚書の遵守を求める署名 (写し)	令和4年5 月11日	船木洋一	同上
甲19 の3	覚書の遵守を求める署名 (写し)	令和4年5 月8日	佐藤芳男	同上
甲20	清水町外原区斗争委員会 の増員 (写し)	令和4年5 月	清水町外 原区闘争 委員会	清水町外原区闘争委員会 が本件新中間処理施設建 設を沼津市が推し進めて いることにつき、覚書の 遵守を求めることを目的 として新たなメンバーを 加えたこと等。
甲21	通知書 (写し)	平成25年 9月5日	外原区長 鈴木隆 雄、ごみ	平成25年9月に、外原 区が沼津市の新中間処理 施設整備事業に反対し、

			焼却場対策委員長 清水孝文、ごみ焼却場対策委員会	本件覚書を遵守するよう求める通知書を沼津市に提出したこと等。
甲 2 2	会議報告書 (写し)	平成 2 6 年 4 月 3 日、 4 月 9 日	沼津市ごみ対策推進課	平成 2 6 年 当時 に 沼 津 市 が 新 中 間 処 理 施 設 建 設 を 進 め よ う と し た が、 覚 書 を 理 由 に 清 水 町 外 原 区 が 反 対 し、 環 境 省 も 覚 書 の 存 在 と 当 事 者 で あ る 周 辺 住 民 が 反 対 し て い る 以 上 は 循 環 型 社 会 形 成 推 進 交 付 金 の 交 付 を 留 保 す る と い う 結 論 を 出 し た こ と 等。
甲 2 3	第 4 7 回 清 水 町 外 原 区 定 期 総 会 資 料 (写し)	平成 2 6 年	清 水 町 外 原 区	平成 2 6 年 4 月 2 5 日 の 外 原 区 の 定 期 総 会 に お い て、 突 如 「 焼 却 場 の 件 は 別 途 協 議 の 場 を 設 け て、 そ の 場 で 協 議 す る こ と 」 が 提 案 さ れ、 こ れ が 可 決 さ れ た た め、 総 会 の 場 で 住 民 が 意 見 交 換 に 参 加 し て い る 区 長 や 役 員 に 新 中 間 処 理 施 設 の 件 を 確 認 す る こ と が で き な く な っ た こ と 等。
甲 2 4	「沼津市ごみ新中間処理施設建設への協力及び要望書の提出について」に対する回答書 (写し)	平成 3 0 年 2 月 1 6 日	外原区長 入口裕治	当 時 の 外 原 区 長 が 清 水 町 長 宛 に 新 中 間 処 理 施 設 建 設 に つ い て 覚 書 に 反 す る も の で あ り、 建 設 に は 覚 書 を 合 意 解 除 す る 必 要 が あ る と 主 張 し て い る こ と、 新 中 間 処 理 施 設 の 建

				設後の稼働期間を制限し、新々中間処理施設は別の場所に作ることを求める等複数の条件を付することを求めたこと等。
甲25	外原区の意見書について (回答) (写し)	平成30年7月10日	清水町長 山本博保	甲23の外原区長の回答書に対する清水町の回答。清水町及び沼津市は少なくとも当時の外原区役員も新中間処理施設建設には基本的には反対の立場を示していることを承知していたこと、外原区長が甲23で要望した建設時及び建設後の条件については、受け入れない回答をしたこと等。
甲26	打合せ等記録簿 (写し)	平成31年2月25日	清水町	平成31年2月25日に実施された清水町と外原区役員の意見交換会において、当時の外原区長が「外原区としては、去年2月にお出しした意見書、回答書のレベルで新中間処理場が今後新しく建設されることについては静観」という発言をしたこと。
甲27	沼津市新中間処理施設整備等に係る意見交換会 (写し)	平成31年2月25日	清水町	同上

甲 2 8	外原区からのお知らせ (写し)	令和 4 年 2 月 1 日	外原区長 青島和伸	外原区の役員が外原区の住民に向けて、「静観」の理由として、「建設反対」と「条件付き受入れ」の意見が対立したが両案とも平成 2 6 年の定期総会で否決された結果であると説明していること等。
-------	--------------------	-------------------	--------------	---